



令和7年5月2日

国土交通省関東地方整備局

建政部

## 宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、株式会社エイブルに対し、宅地建物取引業法に基づく聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表）

FAX：048-600-1917

不動産業適正化推進官 石井（いしい）（内線：6110）

建設産業第二課 課長補佐 小澤（おざわ）（内線：6652）

## 宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、下記のとおり株式会社エイブルに対し、宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますので、お知らせします。

なお、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

### 記

1 期 日 令和7年5月19日（月）13時30分

2 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館5階 共用大会議室501

3 被聴聞者 株式会社エイブル 代表取締役 吉田 晴雄

4 予定される不利益処分の内容  
宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示

5 不利益処分の原因となる事実の概要

株式会社エイブルは、令和4年4月15日から令和6年2月14日の間における合計288件の建物の賃貸借の媒介に関して、従たる事務所である藤井寺店、鉢中野店及び松原店において、宅地建物取引士証を偽造していた資格のない者に、法第35条の規定に基づく重要事項の説明を宅地建物取引士として行わせた。

また、上記期間及び事務所において、合計351件の建物の賃貸借の媒介に関して、宅地建物取引士証を偽造していた資格のない者に、法第37条の規定に基づき交付される契約関係書面について、宅地建物取引士として記名をさせた。

さらに、令和4年6月1日から令和6年2月14日の期間に、上記事務所において、法第31条の3第1項に規定する専任の宅地建物取引士を置かない状態が発生し、同項の規定に抵触するに至ったにもかかわらず、2週間以内に同項の規定に適合させるための必要な措置を執らなかった。

以上の行為は、法第31条の3第3項、法第35条第1項及び法第37条第3項の規定に違反することから、法第65条第1項に基づき処分するものである。

6 その他

(1) 関係人について

当該処分について利害関係を有し、当該聴聞に関する聴聞の手續に参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞に係る不利益処分について利害関係を有することを記載した書面（様式自由）により、令和7年5月14日（水）12時までに必着するよう申込み、主宰者から参加の許可を得る必要があります。

(2) 聴聞出席者について

行政手続法（平成5年法律第88号）第21条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。

(3) 傍聴について

事前予約制とさせていただきます。

申込み方法は別添のとおりです。

(4) カメラ撮りは聴聞冒頭（被聴聞者の入室前まで）に限らせていただきます。

別 添

## 傍聴希望申込み手続きについて

傍聴を希望する方は、令和7年5月15日（木）17時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申し込みください。

メールによる申込みをいただいた後、令和7年5月16日（金）14時を目途に傍聴の可否を返信します。万が一、返信メールが来ない場合には下記の間合せ先までご連絡ください。

### 【登録・問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課  
不動産業第一係

TEL : 048-601-3151 (内線6656)

Eメール : ktr-kensan-mail@mlit.go.jp

※傍聴申込みのメールは、件名を「傍聴登録（令和7年5月19日聴聞）」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。